

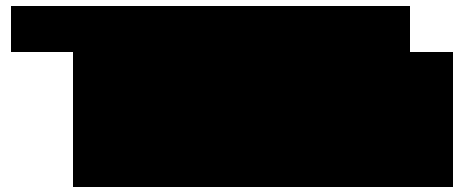
意見書

平成 21 年 8 月 12 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社
えべ つとむ
代表取締役社長 江部 努

「電気通信事業分野における競争状況の評価2008 案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。



章	頁	意見
I	22 頁	<p>【総務省案】</p> <p>09年3月末時点でのNTTグループのシェアは、市内が75.9%、県内市外が73.6%、県外が72.4%、国際が65.3%となっており、国内通話では7割超、国際通話では6割超をNTTグループが占めている。また、HHIの推移を見ると、各区分とも減少傾向にあるものの、依然高い水準にある。</p> <p>【意見】</p> <p>NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズは再編成以後、別会社として事業運営を行っており、競争評価にあたってはそれぞれ別個の事業者として取り扱うべきであると考えます。</p> <p>例えば県内市外通信におけるNTTグループのシェアは73.6%と表記されておりますが、NTT東西の契約数シェアは図表 I-27のとおり56.6%であり、実際よりも大きなシェアを有しているとの誤解を生じかねません。</p> <p>したがって、図表(I-26~29)部分のみならず、本文中においても会社別の内訳を記載していただきたいと考えます。</p>

章	頁	意見
I	25 頁	<p>【総務省案】</p> <p>中継電話については、契約数における事業者シェアの他に、通信量(通信回数、通信時間)における事業者シェアを把握することが可能である。そこで、市内通話、県内市外通話、県外通話に係る通信量におけるNTTグループ(NTT東西及びNTTコミュニケーションズ)のシェアの推移を、また国際通話に係る通信量におけるKDDIのシェアの推移を通信回数と通信時間の別に見る。</p> <p>【意見】</p> <p>NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズは再編成以後、別会社として事業運営を行っており、競争評価にあたってはそれぞれ別個の事業者として取り扱うべきであると考えます。</p> <p>したがって、契約数と同様に、通信量においても会社別の内訳を記載していただきたいと考えます。</p> <p>例えば県内市外通信におけるNTTグループの通信量シェアは本報告書案では60.9%となっておりますが、NTT東西とNTTコミュニケーションズを分計した場合、当社の分析によると、NTT東西の通信量シェアは37.4%と4割を切る状況になります。通話部分の競争状況を適切に把握するためには、NTT東西とNTTコミュニケーションズを分計したシェアの推移を用いるべきであると考えます。</p>

章	頁	意見
I	39 頁	<p>【総務省案】 また、競争事業者からは、NTT東西が保有するNTT加入電話の顧客情報によって営業面等で競争事業者に対して優位である可能性について指摘がある。このような状況を踏まえれば、固定電話市場における市場支配力のFTTH市場等でのレバレッジの有無等について、引き続き注視が必要である。</p> <p>【意見】 当社はお客様情報の保護・秘密保持、目的外利用の禁止等について適切な措置を講じており、顧客情報の利用について競争事業者に対して優位である事実はありません。</p> <p>他事業者の事実に基づかない意見のみを根拠として分析を行うことは客観性、中立性を欠くことから当該箇所は削除願います。</p>
I	43 頁	<p>【総務省案】 他の領域とのセット提供の動向について今後とも注視すべきである。特に、NTT東西の固定電話市場における市場支配力の隣接市場へのレバレッジに関しては、固定電話の加入市場全体においてはNTT東西のシェアは減少傾向にあるものの、FTTHとセットで提供されるOABJ-IP電話がその歯止めとなるとともに、逆にFTTH市場におけるNTT東西のシェア上昇に繋がっている可能性があると考えられる。</p> <p>【意見】 ブロードバンド市場では、各事業者とも、OABJ-IP電話サービスをインターネットアクセスサービスの付加サービスとして提供しており、「ひかり電話」を申込み場合に、「フレッツ 光」の加入が必要であるのは、例えばKDDI殿の「ひかりone電話サービス」を申込み場合に「ひかりoneネットサービス」への加入が必要であるのと同じです。</p> <p>したがって、FTTHとセットで提供されるOABJ-IP電話が固定電話の加入市場における当社のシェア減少の歯止めになるとはいえないことから、当該箇所は削除願います。</p>

章	頁	意見
I	43 頁	<p>【総務省案】</p> <p>また、転居等に伴うNTT加入電話移転手続きの際にBフレッツサービスの営業活動が行われているとの指摘もある²¹。これらを踏まえれば、固定電話市場における市場支配力のブロードバンド市場等隣接市場へのレバレッジの有無については、今後も注視していく必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>注²¹における当社提出済み意見のとおり、当社は転居等に伴うNTT加入電話移転手続きの際について、顧客情報の適切な取扱いや委託業務で知り得た情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等の適切な措置を講じており、顧客情報の利用について競争事業者に対して優位である事実はありません。</p> <p>なお、当社の116窓口におけるフレッツ光サービスの対応については、お客様の利便性確保の観点からお客様のご要望・お問合せにお応えして実施しているものであり、公正競争を阻害しているとは考えておりません。</p> <p>したがって、他事業者の事実に基づかない意見を根拠として分析を行うことは客観性、中立性を欠くことから当該箇所は削除願います。</p>

章	頁	意見
Ⅲ	23 頁	<p>【総務省案】</p> <p>FTTHサービスへの加入に際しては、固定電話料金の低廉化やFTTHサービスとの一括請求メリットをもたらすOABJ-IP電話とのセット提供が行われている。このセット提供は、固定電話市場でのシェア減少の歯止めとなるとともに、FTTH市場におけるNTT東西のシェア上昇に繋がっている可能性がある。セット提供自体が直ちに競争上問題となるものではないが、設定された価格水準等の提供条件について引き続き注視すべきである。</p> <p>また、NGNに関しては、NGNサービス提供地域において新たに「ひかり電話」を申し込む場合に「フレッツ 光ネクスト」の加入が必要とされており、こうした形でのセット提供が消費者の選択肢を狭める可能性にも留意が必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>OABJ-IP電話は、当社のみでなく、FTTHサービスを提供する事業者の大半が提供しているものであり、当社によるOABJ-IP電話の提供がFTTHサービスにおける当社のシェア上昇の要因であるとする分析は適切でないことから、当該箇所は削除願います。むしろ、他事業者のFTTHサービスにおけるOABJ-IP電話の場合、自社又は自社グループ内の携帯電話との間の無料通話が可能となっている点について、不当な内部相互補助がなされているかどうかについての検証が必要であると考えます。</p> <p>また、ブロードバンド市場では、各事業者とも、OABJ-IP電話サービスをインターネットアクセスサービスの付加サービスとして提供しており、「ひかり電話」を申し込む場合に、「フレッツ 光ネクスト」の加入が必要であるのは、例えばKDDI殿の「ひかりone電話サービス」を申し込む場合に「ひかりoneネットサービス」への加入が必要であるのと同じです。</p> <p>加えて、消費者は「ひかり電話」と「フレッツ 光ネクスト」の組み合わせ以外にも、他の競争事業者のOABJ-IP電話とFTTHサービス、CATV電話とCATVインターネット、050-IP電話とADSLサービスの組み合わせなど幅広い選択が可能となっており、消費者の選択肢を狭めることにはなっていないことから、「また、NGNに関しては、～中略～こうした形でのセット提供が消費者の選択肢を狭める可能性にも留意が必要である。」とする部分は削除願います。</p>

章	頁	意見
Ⅲ	23 頁	<p>【総務省案】</p> <p>NTT東西は、NTT加入電話の顧客情報によって営業面等で競争事業者に対して優位となる可能性もある[°]。このように、NTT東西による固定電話市場からFTTH市場へのレバレッジ等によって、FTTH市場で市場支配力を行使することへの懸念がある。</p> <p>[°]NTT加入電話の顧客情報によって営業面等で競争事業者に対して優位となる可能性について、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)の公表」(09年2月25日報道発表)においては、加入電話移転・転居の手続の際のフレッツ光サービス営業の指摘や顧客情報のフレッツ光サービス営業への利用のおそれ(意見48～50)について、活用業務の認可の条件や実施の際の措置に抵触するものでありNTT東西へのルールの周知・徹底、NTT東西の運用等の注視を行うこととされている。</p> <p>【意見】</p> <p>当社はお客様情報の保護・秘密保持、目的外利用の禁止等について適切な措置を講じており、顧客情報の利用について競争事業者に対して優位である事実はありません。</p> <p>「活用業務の認可の条件や実施の際の措置に抵触するものでありNTT東西へのルールの周知・徹底、NTT東西の運用等の注視を行うこととされている。」とありますが、具体的に活用業務の認可の条件や実施の際の措置に抵触しているとされた事例はなかったにもかかわらず、本記述内容ではそのような事例があったものとの誤解を生じさせることから、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)」の引用については、原文の趣旨を損ねないように、正確に記載願います。</p> <p>(参考:「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)」における該当部分)</p> <p>116番への加入電話又はINS64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず、活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動を行うことは、累次の活用業務の実施に当たり、NTT東西が電気通信事業の公正な競争を確保するために講じることとした具体的措置の「営業面のファイアーウォール」等に抵触する。</p> <p>このため、116番への加入電話又はINS64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動が行われることのないよう、NTT東西に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるとともに、NTT東西による当該措置の運用状況について引き続き注視していく。</p>

章	頁	意見
Ⅲ	38 頁	<p>【総務省案】</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、ソフトバンクBBは市場支配力を単独で行使し得る地位にはないと評価する。一方で、NTT東西は市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。現在の市場構造や事業者間の競争状況においては、一定の競争ルールが存在なしには、NTT東西が単独で価格その他各般の条件を左右し得る蓋然性が高い。したがって、一定の競争ルールの存在がなければ、契約回線数シェア1位のソフトバンクBBであっても継続的なサービスの提供が困難となる可能性がある。</p> <p>a) 量的基準</p> <p>ADSL市場における09年3月末時点の契約回線数シェアは、ソフトバンクが1位(38.4%)である。しかしながら、2位のNTT東西(35.7%)とのシェア格差はわずかであり、08年3月以降その差は安定的である。</p> <p>b) その他の主な判断要素</p> <p>加入者回線のうち、ADSLに用いられるメタル回線に占めるNTT東西のシェアは99.8%(08年3月末時点)を占め、NTT東西が保有するメタル回線に係るネットワークにおける加入アクセス部分は独占的であるといえる。</p> <p>以上により、競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。</p> <p>【意見】</p> <p>当社は徹底したオープン化を行っており、各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えることが可能な立場になく、現に競争事業者に影響を与えている事実もありませんので、当該箇所は削除願います。</p> <p>また、ブロードバンドサービス市場における競争状況の評価は卸売市場ではなく小売市場の分析に基づくべきものであり、契約回線数シェアが1位のソフトバンクBB殿がADSLの小売市場において市場支配力を有するかについて、客観的な分析が必要であると考えます。</p>

章	頁	意見
Ⅲ	75 頁	<p>【総務省案】</p> <p>FTTHサービスへの加入に際しては、固定電話料金の低廉化やFTTHサービスとの一括請求メリットをもたらすOABJ-IP電話とのセット提供が行われている。セット提供自体は複数の事業者が行っているが、NTT東西が高いシェアを有するNTT加入電話からOABJ-IP電話へのマイグレーションが進展することにより、固定電話市場において存在しているNTT東西の市場支配力が、ブロードバンド市場に対して与える可能性があることから、設定された価格水準等の提供条件の適切性等について注視すべきである。</p> <p>また、NGNサービス提供地域において新たに「ひかり電話」を申し込む場合に「フレッツ 光ネクスト」の加入が必要とされている。こうした形でのセット提供は、費用面でのメリット等が存在する可能性がある一方、消費者の選択肢を狭める可能性にも留意が必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>OABJ-IP電話は、当社のみでなく、FTTHサービスを提供する事業者の大半が提供しているものであり、当社によるOABJ-IP電話の提供がFTTHサービスにおける当社のシェア上昇の要因であるとする分析は適切でないことから、当該箇所は削除願います。むしろ、他事業者のFTTHサービスにおけるOABJ-IP電話の場合、自社又は自社グループ内の携帯電話との間の無料通話が可能となっている点について、不当な内部相互補助がなされているかどうかについての検証が必要であると考えます。</p> <p>また、ブロードバンド市場では、各事業者とも、OABJ-IP電話サービスをインターネットアクセスサービスの付加サービスとして提供しており、「ひかり電話」を申し込む場合に、「フレッツ 光ネクスト」の加入が必要であるのは、例えばKDDI殿の「ひかりone電話サービス」を申し込む場合に「ひかりoneネットサービス」への加入が必要であるのと同じです。</p> <p>加えて、消費者は「ひかり電話」と「フレッツ 光ネクスト」の組み合わせ以外にも、他の競争事業者のOABJ-IP電話とFTTHサービス、CATV電話とCATVインターネット、050-IP電話とADSLサービスの組み合わせなど幅広い選択が可能となっており、消費者の選択肢を狭めることにはなっていないことから、「また、NGNサービス提供地域において～中略～。こうした形でのセット提供は、費用面でのメリット等が存在する可能性がある一方、消費者の選択肢を狭める可能性にも留意が必要である。」とする部分は削除願います。</p>

章	頁	意見
Ⅲ	75 頁	<p>【総務省案】 NTT東西は、NTT加入電話の顧客情報によって営業面等で競争事業者に対して優位となる可能性もある。このように、NTT東西による固定電話市場からFTTH市場へのレバレッジ等によって、FTTH市場で市場支配力を行使することへの懸念がある。</p> <p>【意見】 当社はお客様情報の保護・秘密保持、目的外利用の禁止等について適切な措置を講じており、顧客情報の利用について競争事業者に対して優位である事実はなく、「固定電話市場からFTTH市場へのレバレッジ等によって、FTTH市場で市場支配力を行使することへの懸念がある」との指摘は根拠がなく、客観性・中立性を欠いた不適切な記述であることから、当該箇所は削除願います。</p>
Ⅳ	1 頁	<p>【総務省案】 IP-VPN、広域イーサネット、NTT東西のメガデータネット等及びインターネットVPNの各サービスをWANサービス1市場として画定し、専用サービスについてはその独立性を考慮して、専用サービス市場を画定する。</p> <p>【意見】 企業ユーザは専用線、IP-VPN、広域イーサネット及びインターネットVPN等から個々のニーズにあったサービスを選択して利用しており、これらのサービス間には需要の代替性、補完性があることから、専用サービスとWANサービスとは一つの市場として画定する必要があると考えます。</p> <p>また、このことは、図表Ⅳ-17(19頁)、図表Ⅳ-18(20頁)のとおり、利用者が各サービスを選択する際に専用サービスの特段区別してないことから明らかであると考えます。</p>

章	頁	意見
IV	28 頁	<p>【総務省案】 回線数の事業者別シェアの推移を見ると、NTT東日本、西日本双方共にシェアは近年増加傾向にある。NTT東西合わせて08年3月末時点で91.2%と依然高いシェアを占めており、ほぼ独占的な状況が続いている。</p> <p>【意見】 当該シェアには競争事業者のFTTHサービスに用いられるIPルーティング網接続専用(いわゆる加入ダークファイバ)など卸市場で取引されている接続専用回線が含まれており、小売市場における競争状況の評価に用いるのは適切ではありません。</p> <p>また、接続専用回線を除く専用サービスにおけるNTT東西のシェアが、前年度の68.2%と比して56.3%と大幅に減少したこと、専用サービスの回線数はここ数年で大きく減少しており市場が縮退していることを考慮すると、NTT東西が市場においてほぼ独占的な状況が続いているとまでは言えないと考えます。</p> <p>以上を踏まえて、以下のとおり修正願います。</p> <p>(修正案) 専用サービス市場におけるNTT東西のシェアは08年3月末時点で56.3%(接続専用回線を除く)であり、減少傾向が顕著である。また、専用サービスの回線数についても急激な減少傾向にあり、市場が縮退している。</p>

章	頁	意見
V	22 頁	<p>【総務省案】</p> <p>本評価においては、様々な通信サービスを組合せたバンドルサービス、その中でも特に重要な位置づけを占めると考えられるFMC型サービスに関して整理を行った。</p> <p>バンドルサービスを構成する各要素の市場競争への影響については、料金水準及びそこに含まれる通信サービスの内容が利用者のサービスの選択に与える影響が特に大きいことが分かった。特に固定インターネット接続及び移動体通信が重要視されており、これらに関する多様な組合せがバンドル化された場合、利用者利便の向上に資する可能性がある。とりわけ、FTTHに関連するバンドルサービスは利用者の選択に大きな影響を及ぼすことが想定され、市場競争に与える影響も大きい可能性がある。今後とも、FTTH市場に関しては市場環境の変化を考慮に入れつつ競争ルールの不断の点検を行うべきである。</p> <p>【意見】</p> <p>固定通信事業と携帯通信事業を1社(グループ)で提供している事業者は、現に自社内や自社グループ内の固定電話ー携帯電話相互間の通話を無料にするといったFMC型バンドルサービス(KDDI殿:au まとめトーク、ソフトバンク殿:ホワイトコール 24)を提供しています。これらのサービスを提供するにあたって、携帯通信事業者は固定系の事業者の接続料よりも非常に割高な接続料を設定している一方で、自社やグループ内の通話料を無料とするサービスを拡充しており、その無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料によって補填するなど、公正な競争環境を阻害している懸念があります。</p> <p>したがって、FMC型バンドルサービスの分析においては、接続料の透明性が確保されていない中で、自社内や自社グループ内の固定電話ー携帯電話相互間の通話を無料にするといったサービスが、公正な競争を阻害していないかどうかについて検証することが必要であると考えます。</p>